



茨城県報

第 1 6 2 3 号

平成16年11月25日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

字の区域の一部変更 (3件) (市町村課)	1
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課)	2
建設業法による許可の取消し (監理課)	3
道路の区域の変更 (3件) (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (道路維持課)	5

(教 育 委 員 会)

茨城県指定有形文化財, 茨城県指定有形民俗文化財及び茨城県指定史跡の指定	6
--	---

(人 事 委 員 会)

県内旅行起点表の一部改正	6
--------------------	---

公 告

争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)	7
県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)	8
開発行為の工事完了 (11件) (建築指導課)	8
建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課)	10

告 示

茨城県告示第1581号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により, 藤代町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 平成16年12月1日から生ずるものである。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

桜が丘字桜が丘に変更する区域

大字押切字押切 775の3, 775の6 から775の42まで

上記地番は平成16年8月9日現在の登記簿による。



茨城県告示第1582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、藤代町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成16年12月1日から生ずるものである。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

桜が丘字桜が丘に変更する区域

大字押切字押切 845の4, 845の6 から845の14まで

887の7, 887の13, 887の15から887の23まで

上記地番は平成16年8月9日現在の登記簿による。

茨城県告示第1583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、藤代町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成16年12月1日から生ずるものである。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

桜が丘字桜が丘に変更する区域

大字高須字押耕地 646の4 から646の73まで

同字彦耕地 1391の1, 1391の3 から1391の81まで

上記地番は平成16年8月9日現在の登記簿による。

茨城県告示第1584号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新 友部店

西茨城郡友部町旭町484番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成16年7月8日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,500m²

(変更後) 11,047m²

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 30m²

(変更後) 面積 60m²

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 30m³

(変更後) 容量 60m³

ウ 届出年月日

平成16年 6月23日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1585号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂郡那珂町菅谷2438 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成16年 7月15日

イ 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 554台

(変更後) 512台

ウ 届出年月日

平成16年 6月30日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1586号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29号第1項の規定による許可の取消しをしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成16年11月18日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商 号 有限会社 峰屋建設
- (2) 所 在 地 茨城県鹿島郡旭村勝下142番地
- (3) 代表者の氏名 田 口 武 雄
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可 (般 - 13) 第25239号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社 峰屋建設の代表取締役が、通貨偽造及び同交付の罪により、平成16年4月15日に水戸地方裁判所から懲役3年6月の刑に処する旨の判決及び、同年9月10日に東京高等裁判所から同人の控訴を棄却する旨の判決が言い渡され、同月25日にその裁判が確定した。

当該事実は、建設業法第8条第10号に該当する。

茨城県告示第1587号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 461号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市石滝字不動前2206番2地先から 高萩市石滝字不動前2206番5地先まで	旧 (A)	メートル 最大 10.7	メートル 120	迂回路設置
		最小 6.0		
	新 (A)	最大 10.7	120	
		最小 6.0		
(B)	最大 8.5	105		
	最小 7.5			

茨城県告示第1588号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 常陸太田大子線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字下高倉字鹿島峯 1285番 1 地先から 久慈郡水府村大字下高倉字平三朗内 1223番地先まで	旧	メートル	メートル	260
		最大	24.0	
		最小	7.0	
		(A)		
	(B)	最大	24.0	240
		最小	15.0	
新	(B)	最大	24.0	240
		最小	15.0	
				旧道移管

茨城県告示第1589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 常陸太田大子線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字中染字滝平道上 3506番 1 地先から 久慈郡水府村大字天下野字明神平 6774番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	655
		最大	14.0	
		最小	5.2	
		(A)		
	(B)	最大	60.0	648
		最小	12.8	
新	(B)	最大	40.0	648
		最小	12.8	
				旧道移管

茨城県告示第1590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 461号

2 供用開始の区間 高萩市石滝字不動前2206番 4 地先から
高萩市石滝字不動前2206番 5 地先まで

3 供用開始の期日 平成16年11月29日

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第26号

茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項、第32条第1項及び第40条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を茨城県指定有形文化財、茨城県指定有形民俗文化財及び茨城県指定史跡に指定する。

平成16年11月25日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県指定有形文化財

記号番号	名 称	数量	所 在 地	管 理 者
絵第73号	絹本著色 源頼朝像 狩野洞雲筆	1 幅	潮来市潮来428番地	宗教法人長勝寺
彫第153号	木造 狛犬	1 対	下館市甲37番地	宗教法人羽黒神社
工第127号	葆光彩磁葡萄紋様花瓶 板谷波山作	1 口	笠間市笠間2345番地	茨城県陶芸美術館
工第128号	氷華磁仙桃文花瓶 板谷波山作	1 口	笠間市笠間2345番地	茨城県陶芸美術館
考第22号	小野天神前遺跡出土土器	19点	水戸市緑町2丁目1番15号	茨城県立歴史館

茨城県指定有形民俗文化財

記号番号	名 称	数量	所 在 地	管 理 者
有民第15号	ささら獅子頭	3 点	常陸大宮市中富町1087番地14	第6区

茨城県指定史跡

記号番号	名 称	数量	所 在 地	管 理 者
史第38号	那珂湊反射炉跡 附那珂湊反射炉資料 25点	5315m ²	ひたちなか市栄町1丁目10番	ひたちなか市

~~~~~  
( 人 事 委 員 会 )

## 茨城県人事委員会告示第7号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成16年12月1日以降に出発する旅行から適用する。

平成16年11月25日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第2 水戸市の部中「全隈町」の次に「藤が原1丁目から3丁目まで」を加え、同表常陸太田市の部を次のように改め、

常陸太田市

| 市町村名  | 町・字名                                                             | 左の起点名 |
|-------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 常陸太田市 | 宮本町, 内堀町, 仲城町, 東一町から三町まで, 塙町, 金井町, 木崎一町, 二町, 山下町, 西一町から西三町まで, 寿町 | 常陸太田  |
|       | 栄町, 西宮町, 幡町, 三才町, 長谷町, 高貫町, 田渡町, 馬場町, 増井町, 新宿町                   | 太田栄町  |
|       | 岡田町, 内田町, 小沢町, 沢目町, 落合町, 堅磐町, 上土木内町, 小目町, 大森町, 真弓町, 亀作町          | 太田岡田  |
|       | 上河合町, 下河合町, 粟原町, 藤田町, 島町, 松栄町, 中野町, 小島町                          | 藤田    |
|       | 磯部町, 谷河原町, 天神林町, 稲木町                                             | 佐竹    |
|       | 白羽町, 里野宮町, 茅根町, 春友町, 常福地町, 瑞竜町                                   | 佐都    |
|       | 下大門町, 上大門町, 東連地町, 和田町, 松平町, 棚谷町, 国安町                             | 松平    |
|       | 町屋町, 西河内上町, 西河内中町, 西河内下町, 河内西町                                   | 町屋    |
|       | 高柿町, 大方町, 竹合町, 箕町, 下利員町, 中利員町, 千寿町, 岩手町, 宮の郷町                    | 金郷    |
|       | 上利員町, 赤土町, 下宮河内町, 上宮河内町                                          | 金砂    |
|       | 久米町, 大里町, 葉谷町, 大平町, 玉造町, 芦間町, 花房町, 新地町                           | 久米    |
|       | 和久町, 町田町, 西染町, 中染町, 東染町                                          | 水府    |
|       | 天下野町                                                             | 天下野   |
|       | 下高倉町, 上高倉町                                                       | 高倉    |
|       | 里川町, 徳田町, 小妻町, 小中町, 大中町                                          | 大中    |
|       | 折橋町, 小菅町, 上深茨町, 大菅町                                              | 里美    |

同表ひたちなか市の部中「後台」の次に「, 津田東一丁目から四丁目まで」を加え, 同表那珂郡の部東海村の項中「須和間」の次に「, 村松北二丁目」を, 「舟石川駅西一丁目から四丁目まで」の次に「, 村松北一丁目」を加え, 同表久慈郡の部金砂郷町の項, 水府村の項及び里美村の項を削り, 同表稲敷郡の部阿見町の項中「, 荒川沖」を削り, 「住吉一, 二丁目」の次に「, うずら野一丁目から四丁目まで」を加える。

公 告

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 小室 和久から, 平成16年11月17日, 労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条の規定に基づき, 次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

年末一時金及び労働条件改善等に関する要求

2 日 時

平成16年11月28日 (日) 午前零時以降, 要求書解決に至る間

3 施 設

- (1) 水戸市城南 3 - 15 - 17 城南病院
- (2) 水戸市城南 3 - 15 - 8 城南病院付属クリニック
- (3) 水戸市白梅 3 - 15 - 24 訪問看護ステーション虹
- (4) 水戸市平須町1819 水戸共立診療所
- (5) 水戸市平須町1819 デイサービスセンターひらす
- (6) 水戸市平須町1819 ひらす居宅介護支援事業所
- (7) 水戸市堀町1147 - 125 訪問介護ステーションコープふれあい
- (8) 取手市新町 6 - 6 - 19 あおぞら診療所

#### 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独または併用して実施する。

ただし、ストに入った場合、保安要員については協定に基づき除く。

#### 5 争議をおこなう組織

茨城県民主医療機関労働組合 執行委員長 小林 丘 樹

#### 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営樺穂地区土地改良事業（一般農道整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 縦覧に供する書類

変更後の県営樺穂地区土地改良事業（一般農道整備）計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成16年11月26日から平成16年12月24日まで

#### 3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

#### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字上石崎字上ノ坪2302番2

#### 2 事業主の住所及び氏名

水戸市住吉町299番地（永木住宅）

上 原 幸 隆, 上 原 ひろえ

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字宮後595番19, 同番22



## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字菅谷973番地 1 宮田ハイツ203号

飯 島 敏 幸

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字北原1311番 6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松941番地

信 太 孝 義

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡瓜連町中里字高後51番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

神奈川県小田原市城山 1 丁目23番22号 電電公社社宅116号室

叶 野 毅

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字須賀字須賀台1249番229

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字鉢形1096番地 1 (せせらぎ住宅 8)

郡 山 高 志

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋郡神栖町知手中央二丁目3408番118, 同番119, 同番249

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋郡神栖町知手中央 2 丁目 4 - 20

前 島 達 男

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字岡芹字中田2092番 1, 2092番 2

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字横島290 - 5

イタヤエナジー株式会社

代表取締役 板 谷 邦 夫

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字上ノ宮10728番 9

## 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字五所宮1107 - 6

萩 原 和 明

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市内守谷町字長ノ入三角西1990番4, 水海道市内守谷町字長ノ入屋敷付1992番4, 同番5, 同番6, 水海道市内守谷町字切通東台1997番1, 同番2, 同番3, 1998番, 2021番1, 同番2, 同番3, 同番4, 水海道市内守谷町字切通2000番, 2129番, 水海道市内守谷町字切通田端乙1998番, 2001番, 2009番, 2020番3, 水海道市内守谷町字切通東田端2005番, 水海道市内守谷町字切通大道北2022番1, 同番4, 同番6, 同番7, 2023番1, 2024番, 2028番, 2029番, 水海道市内守谷町字切通台2030番1, 同番3, 同番4, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 2041番1, 同番2, 水海道市内守谷町字切通東2087番1, 同番2, 同番3, 同番7, 同番8, 同番11, 水海道市内守谷町字長ノ入西2088番4, 同番5, 水海道市内守谷町字重兵工下2101番5, 2102番4, 同番5, 同番6, 2105番1, 同番3, 水海道市内守谷町字与惣米兵衛下2106番1, 同番3, 2107番1, 同番2, 水海道市内守谷町字伊兵衛下2120番1, 同番4, 2122番1, 同番3, 水海道市内守谷町字伊兵衛下田端2128番1, 同番2, 水海道市内守谷町字後沼6469番, 6470番, 6476番, 6661番, 6662番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区本羽田1丁目3番13号

株式会社 木原製作所

代表取締役社長 木 原 恒 夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字川尻字槐戸268番2

## 2 事業主の住所及び氏名

水海道市森下町4310-2

赤 松 博

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字元栗橋字元割5084番2, 5536番1

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都武蔵野市境南町3-13-14

株式会社 飯田産業

代表取締役 森 和 彦

## 建築許可に関する意見の聴取

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成16年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- |   |         |                                                          |
|---|---------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 意見の聴取期日 | 平成16年12月3日(金)午後2時                                        |
| 2 | 意見の聴取場所 | 常陸大宮市抽ヶ台町867-1(会場:茨城三菱自動車販売店舗内)                          |
| 3 | 意見の聴取事項 | 準住居地域内において次の建築物の許可に関すること。<br>自動車販売店舗の一部(車庫)を自動車修理工場へ用途変更 |
| 4 | 申請者住所   | 水戸市千波町海道付1982番地                                          |
| 5 | 氏名      | 茨城三菱自動車販売株式会社 代表取締役 嶋津孝一郎                                |
| 6 | 建築物構造規模 | 鉄骨造 1階建て 用途変更                                            |

|   |        |                           |
|---|--------|---------------------------|
|   | 申請延べ面積 | 258.23平方メートル              |
|   | 既 存    | 448.22平方メートル              |
| 7 | 敷地面積   | 2,872.93平方メートル            |
| 8 | 原 動 機  | 増設 4.40キロワット 既設 7.60キロワット |
| 9 | 建築物の位置 | 常陸大宮市抽ヶ台町867番1            |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)